

# 戦略研レポート

2016.11.4

## ベーシックインカムの可能性を探る

### CONTENTS

#### はじめに

#### I. BIとは

1. 完全 BI
2. BI 的制度

#### II. 経緯

1. 沿革
2. BI の検討状況
3. 過去の実証試験事例
4. BI 的制度の導入事例

#### III. 評価・検証

1. 環境認識
2. BI の社会保障機能の検証
3. 規模、財源

#### IV. 考察

#### おわりに

# ベーシックインカムの可能性を探る

特別研究フェロー 須藤 敦

## はじめに

今日、多くの国や地域が、格差拡大や貧困問題、高齢化による社会保障費の増大と財政状況の悪化に直面している。また、人工知能（AI）やロボットの進化によって将来の雇用環境の悪化が懸念されている。このような状況のなかで、全ての国民に政府から現金が給付されるというベーシックインカム（以下、BI）の導入可能性が話題になって

いる。

BIはシンプルで魅力的な構想だ。本格的な導入にはまだ課題が多いが、その考え方を部分的に取り入れた制度は各国で採用され、一定の評価を得ている。本稿ではBIの概要を俯瞰するとともに、主に日本の状況を踏まえながら今後の可能性について展望する。

## I. BIとは

### 1. 完全BI

BIにはさまざまな考え方が存在する。その中で最も理想的なものを、本稿では「政府など公的組織が全ての成員に対して、基本的な生活に資する現金を無条件かつ定期的に給付する制度」と定義し<sup>1</sup>、「完全BI」と呼ぶことにする。

給付金には課税されず、また、ほかに所得があっても減額されることはない。給付金額の考え方には幅があるが、1人当たり月額数万円前後（4人家族で合計月額20万円前後）を想定しているケースが多い。無条件とは、給付に際して、年齢資格や収入・資産の多寡、働く能力や意志の有無等の条件をつけず、資格審査を行わないことを意味する。

現行の社会保障制度では、失業や貧困等の事態に対して、失業給付や生活保護といった給付が行われている。完全BIはこれらの事態に個別に対応するものではなく、定期的な給付によって包括的にカバーするものとなっている。

完全BIの主なメリットとして挙げられるものは；

- ・ 可処分所得が増えるので、趣味や旅行など消費が拡大し景気が良くなる。
- ・ 無収入になる不安がないので、起業、ボランティアなど働き方の選択肢が広がる。
- ・ 失職を恐れて無理に働かなくてもよいので、労働環境やワークライフバランスが改善する。
- ・ 全員が対象なので、給付漏れが起きない。受給することへの恥辱感が少ない。
- ・ 運用がシンプルで、行政コストが小さくなる。

であり、定期的に収入が得られることで、生活に自由と安心が得られるとの期待が大きい。

一方、主なデメリットとされるのは；

- ・ 働かなくても一定の生活ができるので、働く意欲を削ぐ。働かない人が増える。
  - ・ 巨額な支出となり、財源確保が困難、現実的でない。
  - ・ 現行の社会保障制度が影響を受けて、縮小・改悪される恐れがある。
  - ・ 収入の底上げがあるので、経営者による賃下げや解雇が安易に行われる。
- となっており、勤労意識の低下や現行制度の代替・縮小が懸念されている。

完全BIへの関心は高く、導入を検討している国や地域は複数あるが、その副作用への懸念も大きく、今のところ本格導入に至った事例はない。

### 2. BI的制度

現金給付による収入の底上げというBIの長所を生かしつつ、政策としての実行性を高めた派生形があり、既に一部では実運用されている。本稿ではこれらを「BI的制度」と称し、先の「完全BI」と合わせて広義の「BI」と総称する。

第一のタイプは、全ての成員に無条件給付という完全BIの要件を外し、給付対象を特定のグループに絞って現金給付（cash transfer）を行うものだ。現行制度でいえば、一定年齢以下の児童を対象として支給される児童手当に近いイメージだ。そのうち、給付に際して受給者に何らかの条件履行を課すものとして「条件付き現金給付」（CCT=conditional cash transfer）がある。例えば、貧困家庭の支援に際して、児童労働をさせずに就学させる、

1. BI研究の国際ネットワークであるBIEN（Basic Income Earth Network）の見解を参考にした筆者による整理。

図表 1 完全 BI と BI 的制度の給付効果の比較

(単位：万円。所得税率 20%と設定)

負の所得税 (所得控除 300 万円)				給付付き税額控除 (税額控除 60 万円)				完全 BI (給付額 60 万円)			
額面年収	控除後	税額	手取り	額面年収	税額	控除後	手取り	額面年収	税額	税後	手取り
0	-300	60	60	0	0	-60	60	0	0	0	60
100	-200	40	140	100	20	-40	140	100	20	80	140
200	-100	20	220	200	40	-20	220	200	40	160	220
300	0	0	300	300	60	0	300	300	60	240	300
500	200	-40	460	500	100	40	460	500	100	400	460
700	400	-80	620	700	140	80	620	700	140	560	620
1,000	700	-140	860	1,000	200	140	860	1,000	200	800	860

- ・ **負の所得税**：例えば、額面年収 200 万円の世帯は、所得控除額を 300 万円、所得税率を 20%とすると、控除後のマイナス 100 万円 × 20%のマイナス 20 万円の所得税、すなわち 20 万円の給付 (還付) を受けることで手取りは 220 万円となる。
- ・ **給付付き税額控除**：例えば、額面年収 200 万円の世帯は、税額控除額を 60 万円、所得率を 20%とすると、本来の税額は 200 万円 × 20%の 40 万円。控除し切れず残った 20 万円の給付 (還付) を受けることで手取りは 220 万円となる。
- ・ **完全 BI**：例えば、額面年収 200 万円の世帯は、所得税率を 20%とすると、税後所得 160 万円。これに BI として給付される 60 万円を足すと手取りは 220 万円となる。

予防接種を行って健康管理するといった条件を守らせるものだ。世帯所得の向上という短期的目標と次世代の人的資本形成という長期的目標が両立できる点が評価され、条件付き現金給付はラテンアメリカを中心として低所得国で広く採用されている。

第二のタイプは、現金給付の方法論に関するものだ。完全 BI の場合、全国民の手元に現金を確実に届ける体制を新たに構築することは容易ではない。そこで所得控除や税額控除と税の還付という現行制度を活用して、同等の効果を狙ったのがこのタイプである。その先駆けは、経済学者ミルトン・フリードマンが提唱した「負の所得税」(NIT=negative income tax)だ。控除後の所得がプラスの場合、現行どおり課税する一方、マイナスの場合にはマイナス (負) の課税、つまり税の還付として低所得者に給付を行う。また、同様の発想で「給付付き税額控除」(ITC=income tax credit)が

ある。こちらは税額控除を行い、控除後の税額がプラスの場合には所得税を徴収するが、控除額の税額がマイナスになる場合は給付 (還付) するものだ。図表 1「完全 BI と BI 的制度の給付効果の比較」のとおり、負の所得税、給付付き税額控除は、計算上は完全 BI と同じ給付効果をもたらす。ただし、負の所得税、給付付き税額控除は対象世帯の所得を正確に把握する必要がある点が、完全 BI とは異なる。

先進国で多く実績があるのは、第一と第二のタイプを組み合わせた「勤労所得税額控除」(EITC=earned income tax credit)だ。給付対象を低所得者世帯に絞った上で、就労している (所得がある) ことを給付条件としている。

## II. 経緯

### 1. 沿革

BI 思想は英国で 18 世紀末に生まれたとされる (図表 2)。当時、英国では産業革命の影響で、自給自足から労働所得で生計を維持する社会に変化しつつあり、そのなかで独立自営の農民や小地主が没落し、多くの農奴や貧民が生まれていた。この社会格差や貧困は文明生活が作り出したものであり、本来、全ての人間は平等で公平な分配を受け

る権利があるとの考えだ。19 世紀に入って、BI の議論はベルギー、フランスなど大陸欧州にも広がる。土地を共通の財産と見立てて、地代を財源とする BI が提唱されている。1848 年、ジョン・スチュアート・ミルは「経済学原理」において、労働の可否に限らず最小限度の生産物の分配を行うことで、労働生産性が高まると主張した。今日の完全 BI につながる概念だ。

図表 2：社会保障と BI 思想の歴史

	社会保障関連	BI 関連
18 世紀	・ 英国の産業革命を契機として、自給自足社会から、労働所得で生計を維持する社会に変化。 ・ トマス・ペインが「人間の権利」で自由思想と人間の平等を具体的に体系化。	・ 1796 年、トマス・ペイン、成人時に生活の元手として現金給付を提案。 ・ 1797 年、トマス・スペンス、共有地からの収益を年 4 回、全ての成員に平等に分配することを提案。
19 世紀	・ 19 世紀終盤、ドイツで世界初の社会保険制度制定、欧州各国に普及。「救貧から防貧へ」。	・ 1848 年、ジョン・スチュアート・ミル、労働の可否に限らず、最小限度の分配を行うことを提案。 ・ 1848 年、ジョセフ・シャルリエ、共有地の地代を財源とした所得保証を提唱。
20 世紀前半	・ 1929 年、世界大恐慌。社会不安増大。 ・ 1930 年代、ケインズが有効需要論を提唱。 ・ 1942 年、ウィリアム・ベヴァリッジが「ベヴァリッジ報告」を発表。「ゆりかごから墓場まで」の社会保障体系を提案。 ・ ケインズ・ベヴァリッジ体制：完全雇用と社会保障の相互補強。 ・ 第二次大戦後、「戦争 (warfare) から福祉 (welfare) へ」。 ・ 欧州を筆頭に多くの先進国が福祉国家として社会保障を充実。	・ クリストフォード・ヒュー・ダグラス、貨幣発行益を財源とする国民配当を提唱。 ・ 1930 年、土田杏村、BI 理論を日本に紹介。
20 世紀後半	・ 1960 年代、公民権、福祉向上の社会運動拡大。 ・ 1970 年代、オイルショック、世界経済低迷。福祉国家批判。 ・ 1980 年代、新自由主義的政策 (サッチャリズム、レーガノミクス)、「小さな政府」、社会保障制度の見直し。 ・ 1990 年代、社会保障の重要性再認識。米英から始まった「福祉 (welfare) から就労 (workfare) へ」の方針転換、各国に広がる。就労促進、自立支援の制度強化。	・ 1962 年、ミルトン・フリードマンが「負の所得税」を提案。 ・ 1960 年代、欧米や日本の社会運動のうねりのなかで BI を要求する動き。シングルマザーを中心とした女性運動の文脈でも議論が拡大。 ・ 1969 年、米国で負の所得税法案提出、議会で否決。 ・ 1970 年代前後、米国、カナダで BI 実証試験。 ・ 1975 年、米国で勤労所得税額控除制度導入。 ・ 1995 年、フアン・ハリース、政治哲学的視点から BI の体系整理。
21 世紀	・ 2010 年代、世界的に格差拡大、貧困問題の議論が広がる。 ・ 2014 年、米国オバマケア制度運用開始。全国民の医療保険加入を支援。	・ 2004 年、ブラジルで市民ベーシックインカム法制定。将来の段階的導入をうたったもの。実現しているのは、条件付き現金給付のみ。 ・ 2000 年前後、南米諸国が相次いで条件付き現金給付制度導入。

BI の議論は深まるものの具体化には至らないなかで、近代的な社会保障は 19 世紀終盤にドイツで社会保険制度として始まった。貧困への事後的対応ではなく事前の防貧施策として評価され、20 世紀初頭までに欧州各国で採用されていった。また、第二次大戦前にウィリアム・ベヴァリッジが「ゆりかごから墓場まで」で知られる全国民を対象にした新たな社会保障体系を提案。ケインズの有効需要理論と連携することで完全雇用と社会保障の相互補完をうたった。第二次大戦後、「戦争 (warfare) から福祉 (welfare) へ」という流れのなかで、欧州を筆頭に多くの資本主義諸国で福祉国家として社会保障を充実させていったが、BI はこの波に乗れなかった。

1962 年、フリードマンが BI の派生形として実用性を増した「負の所得税」を提案。並行して 1960 年代末、欧米や日本の社会運動のうねりのなかで BI が再度注目された。シングルマザーを中心とした女性運動の文脈でも議論が広がった。その頃、従来の社会保障制度に逆風が吹き始めた。1970 年代、オイルショックで世界経済が低迷、福祉国家に対する批判が強まり、1980 年代には小さな政府を志向するサッチャリズム、レーガノミクスにより、社会保障制度の見直し・縮小が行われた。そのなかで米国では 1975 年に導入された BI 的制度である「勤労所得税額控除制度」が拡充されていく。

1990 年代以降、主要国では「福祉 (welfare) から就労 (workfare) へ」と政策転換を行う。福祉への依存を問題視し、就労を給付条件とすることで自立を促すという発想だ。BI 的制度である「勤労所得税額控除」や「条件付き現金給付」はその目的に合うものとして各国で導入が行われた。2000 年代に入り、グローバル化と技術革新による産業構造の変化が進展。多くの国や地域で所得の国内格差が拡大した。貧困の拡大や定着に対して、セーフティネットが十分に機能していないなど、現行制度の限界が議論されているのが今日の状況だ。その代案として、あらためて BI を見直す動きが活発化している。今日の BI 論争のユニークなところは、本来思想的に異なる党派に肯定派が共通して存在することだ。手厚い社会保障を重視する社会民主主義論者が支持する一方で、小さな政府を目指すリバタリアンは政府の介入や裁量の少なさを評価し、ネオリベラリストは市場経済重視の視点から BI が経済合理的であると考えている。また、新たな勢力として AI やロボットによる社会構造や雇用の変化を見越した「シリコンバレー派」も積極的に発言している。

### ・各党派の BI 支持の理由

コミュニタリアン、社会民主主義、中道左派	BI による手厚い社会保障により、国民の格差を是正し平等を実現する。
リバタリアン、自由至上主義、中道右派	BI による社会保障制度の簡素化により、行政の恣意性と裁量を排除し、高い再分配機能を持つ小さな政府を実現する。BI の使途は各個人が自由意思で決める。
ネオリベラリスト、新自由主義	BI として投入される財政資金が市場メカニズムによって政府よりも効率的に再配分される。
「シリコンバレー派」	人工知能 (AI) やロボットなどの技術革新により、雇用は今後劇的に減少する。完全雇用は不可能であり、賃金とは別の再分配政策として BI が必要となる。

## 2. BI の検討状況

現時点で (完全) BI の導入を検討している国・地域は以下のとおり。

### (1) フィンランド

シピラ首相の陣頭指揮で、2017 年初頭から 2 年間の実証試験を行うべく、政府から議会に法案が提出された段階。同国の BI 検討の背景には経済の不振がある。製紙産業の低迷、Nokia の携帯電話事業の撤退、最大輸出先のロシア経済の低迷により、失業率は高止まりし、社会保障の負担が増大している。BI は、経済再建を争点として 2015 年 4 月に政権交代を果たした現シピラ政権の公約の一つであり、与野党とも支持姿勢。

ただし、予算の制約により、実証試験は当初案より縮小されて完全 BI ではなく限定的なものとなる方向。

- ・ 給付額：1 人当たり月額 560 ユーロ (約 7 万円)
- ・ 被験者：25 ～ 58 歳の生活保護か失業手当の受給者をランダムに抽出。うち 2,000 人を BI に切り替え、現行どおりの 10 万人を比較対象として BI の影響効果を検証する。
- ・ 実験目的：BI が労働意欲を向上させる効果があるかどうかの見極め。

BI の検討を通じて、年金や医療費・教育予算等の現行制度の抜本的な見直しの可能性に関する国内の議論を喚起することが同首相の狙いと思われる。

### (2) オランダ (地方自治体)

ユトレヒトとその近郊市町村において、生活保護受給者 250 名を対象として 2017 年から 2 年間の BI 実証試験を計画している。1 人当たり毎月 960 ユーロ (約 11 万円) を



支給し、労働意欲への影響調査を主な目的とする。

### (3) ブラジル

2004年、「市民ベーシックインカム法」を制定。「国内に居住する全ての国民及び最低5年以上国内に居住している全ての外国人が、その社会経済的状況にかかわらず、毎年金銭的給付を受領することができる。」「(その実現は) 行政の裁量により、より貧困度の高い階層の住民を優先しつつ、段階的に達成されなければならないものとする。」として、将来の段階的なBI導入をうたった内容。現時点では、BI的制度である「ボルサ・ファミリア」(条件付き現金給付)が導入されているだけで、今後の具体的な見通しは不明。

### (4) 米国 (参考)

ベンチャーキャピタル大手のY Combinator社が、自社資金によって当所1年間、将来的には5年間の実証実験を準備中。

### (5) スイス (参考)

2016年6月に行われた国民投票で、BI導入案が、反対77%、賛成23%と反対多数で否決された。これは、スイス政府が国民の信を問うたものではない。「国民発議(イニシアチブ)」と呼ばれるもので、必要署名数を集めた一般市民が新たな政策の検討を政府に提案するもの。提案者グループは、社会保障の今後の在り方に関して議論を喚起することを今回の投票の目的としており、国内外の注目を浴びたことを評価。今後もBI導入を政府に訴え続けるとのこと。

国民投票に先立ち、非公式に成人1人当たり月額2,500スイスフラン(約25万円)(未成年はその4分の1)の完全BIとの提案があったが、物価の高いスイスではそれでは生活には不十分との意見もあった。

## 3. 過去の実証試験事例

過去にBIの実証試験を行った国・地域は以下のとおり。

### (1) 米国

1968年から1979年にかけて、複数の都市で実施。うち最大規模は、シアトル、デンバーの低収入の4,800世帯に対する負の所得税(1世帯当たり年間3,800~5,600ドルの給付保証)の実験。健康状態の改善、学習意欲の向上等の一定の成果が観察された。負の所得税としては採用されなかったが、その後の勤労所得税額控除制度の展開につながったと思われる。

### (2) カナダ

1974年から1979年に連邦政府とマニトバ州政府が共同

で実証実験「Mincome」(minimum incomeの略称)を実施。ドーフィン市の全市民約8千人を対象。貧困の減少、メンタルヘルスの改善、高校での進級率の向上が見られたとの報告あるが、その後の政策には反映されなかった。

### (3) その他

2000年代にインド、ケニア、ナミビア等で国際機関やNPOの支援で小規模な実験が行われている。

## 4. BI的制度の導入事例

以下にBI的制度の導入事例を紹介する。

### ・条件付き現金給付導入の事例

ブラジル	2004年、条件付き現金給付「ボルサ・ファミリア」(所得制限付き児童手当)を導入。貧困世帯(全世帯の約2割)に子供の就学や予防接種を条件に月額平均約150レアル(約5,000円)を給付。受給者は5,200万人で、同様の政策では世界最大規模。
アルゼンチン	2009年、「普遍的子ども手当」導入。世帯収入に応じて、子ども1人当たり月額329~992ペソ(約2,200~6,700円)給付、満額給付は健康診断、予防接種、就学が条件。受給者は400万人。
メキシコ	1997年、条件付き現金給付「プログレッサ」導入。貧困家庭の600万世帯(全世帯の約2割)に子供の就学や定期受診を条件に月額平均約830ペソ(約4,400円)を給付。
その他	・ラテンアメリカ:チリ、コロンビア、ペルー等。 ・アジア:インドネシア、バングラデシュ、カンボジア、フィリピン等。

### ・勤労所得税額控除導入の事例

米国	1975年導入。年間投資所得3,400ドル以下で年収5万ドル以下の勤労者が対象。年間最大給付額5,548ドル(約56万円)。総給付額557億ドル(約5.6兆円)(2011年)。
フランス	2001年導入。純資産130万ユーロ(約1.4億円)以下の勤労者が対象。年間最大給付額1,116ユーロ(約13万円)。
韓国	2008年「勤労奨励税制」導入。生活保護を受けていない勤労者対象。共働き世帯の場合、年収2,500万ウォン(約230万円)未満、資産1.4億ウォン(約1,300万円)未満が条件。年間最大給付額210万ウォン(約19万円)。
その他	欧州各国、カナダ、ニュージーランド等。

## Ⅲ. 評価・検証

### 1. 環境認識

今日の世界経済は、回復感なき成長と「需要」、「産業」、「所得分配」、「国・地域」の各側面における二極化の状態にある<sup>2</sup>。所得分配面では、主要国で所得格差が拡大し、国民の内向き傾向や富裕層への批判、ポピュリズムの台頭が見られる。また、主要国における少子高齢化と貧困層の拡大は、潜在成長率低下の一因であるとともに社会保障費の増大により国家財政と国民の家計を圧迫している。欧州の移民問題の背景には、社会保障の享受を目的とした移民による「福祉ツーリズム」への不満がある。

一方、人工知能（AI）やロボット技術の発展と普及によって業務効率・生産性向上と新規業務・事業創出の2つの効果と、雇用の基礎を構成する業務量の変化が注目されている。その雇用の影響については、産業競争力の向上による雇用の拡大、女性・高齢者等の就労環境の改善を期待する一方で、現在の雇用が代替・補完されて喪失する懸念もある<sup>3</sup>。

これらの各国共通の課題に加えて、厚生労働省は日本の特徴として以下の代表例を挙げた上で、社会保障の在り姿に関する国民的議論を呼びかけている<sup>4</sup>。

- ・ 相対的に高齢者向けの社会保障給付が多く、若年層や家族関係向けの割合が小さい。保育、家族手当の対GDP比はフランス等の3分の1の規模。
- ・ 社会保障制度が主に正規雇用を前提としており、非正規雇用の労働者への制度的支援が弱い。
- ・ 相対的貧困率や所得のバラつきを示すジニ係数がOECD平均より高い。再分配後も同様で、格差が是正されていない。

### 2. BIの社会保障機能の検証

社会保障には、①生活安定・向上、②所得再分配、③経済安定の3つの機能があるとされる<sup>5</sup>。下記のとおり、BIは一定の機能発揮が期待されるが、現行制度の完全な代替には至らない。

「生活安定・向上機能」は、人生におけるリスクやニーズに対応し、生活の安定を図ることをいう。BIにより平時か

ら一定額が安定的に給付されることは生活設計に一定の安心感を与えるだろう。また、一律に給付することで、セーフティネットとしての網羅性が高まるであろう。ただし、社会全体でリスクを分かち合う保険機能に基づく現行制度とは異なり、BIは各個人が自己責任・自助努力でリスク対応を行うものであることは重要な点だ。また、サービスや施設提供等の現物給付が中心である現行の医療、介護や育児分野をBIで直接に代替することは考えにくい。これらは社会保障費の大きな割合（日本の場合、約半分）を占めている。

「所得再分配機能」は、社会全体で低所得者の生活を支えることをいう。低所得者に対してBIによる収入の底上げ効果が期待される一方、財源確保に際して累進課税等により高所得者層から資金を移転する仕組みが必要なのは現行制度と同様だ。

「経済安定機能」は、景気変動の影響を緩和し、経済成長を支える機能である。雇用状況にかかわらず、BIにより一定の家計収入が得られることで、個人消費の下支えとなり、景気の落ち込み抑制や経済の安定に資することが期待される。さらに最近では、需要不足、デフレ環境における需要喚起策として、いわゆるヘリコプターマネー<sup>6</sup>の実施手段としての可能性も議論されている。

### 3. 規模、財源

全員を対象とする完全BIには巨額の財源が必要になる。例えば、1.25億人に1人当たり毎月5万円給付すると、その費用は年間75兆円になる。現在の日本の税収55兆円（図表3）を上回る規模であり、新たにそれだけの財源を確保するのは容易ではない。75兆円を新たに調達するためには以下の措置が必要となる。

- ・ 消費税を財源とする場合、消費税率を40数%に引き上げる。
- ・ 所得税を財源とする場合、課税制度を見直した上で、増税（日本の総所得は240兆円だが、手厚い控除制度により課税対象の所得は100兆円のみであり、現在の所得税収は11兆円）。

2. 三井物産戦略研究所「2016年後半の世界情勢展望」

3. 「平成28年版情報通信白書」、「新産業構造ビジョン」（平成28年4月27日）経済産業省

4. 「平成24年版厚生労働白書」

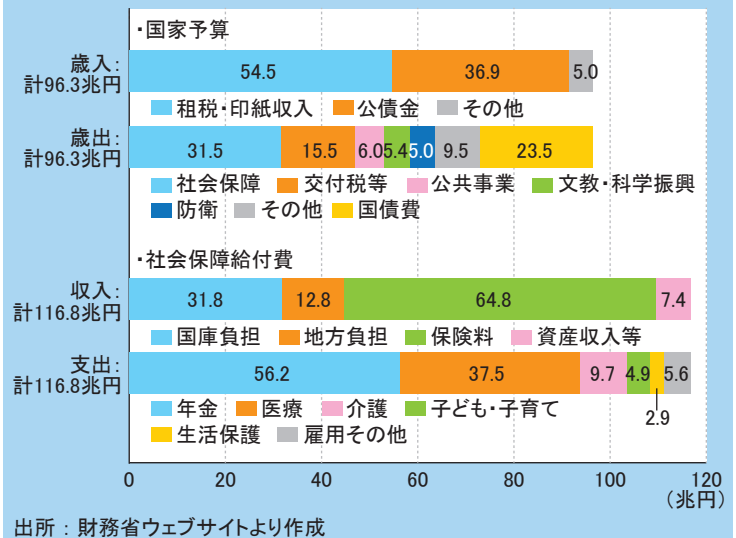
5. 「平成24年版厚生労働白書」

6. 財政当局と金融当局が協力して、例えばヘリコプターが空から現金をばらまくように政府支出を増やし、需要を喚起し、もって景気回復とインフレ目標を実現しようというもの。

その他、トービン税（外国為替取引への課税）、炭素税、政府紙幣、通貨発行益、前述のヘリコプターマネーの活用といったアイデアはあるが、具体的な議論には至っていない。

なお、BIと補完性がありそうな現行の社会保障制度は、年金（特に基礎年金）、失業給付、児童手当、生活保護（除く医療費部分）などで、これらの給付額合計は約 30 兆円規模である。

図表 3 日本の国家予算、社会保障給付費（2015 年度）



## IV. 考察

これまでの経緯のとおり、近い将来に完全 BI が全面的に導入される可能性は低いであろう。これは巨額な財源の必要性に加えて、完全 BI だけでは今日の複雑な課題への対応が難しいからである。また、BI になじみにくい医療や介護といった現物給付の社会保障については、現行制度の枠内で改革努力を進めることになるだろう。

日本における可能性としては、低所得勤労者（いわゆるワーキングプア）支援や児童保育支援といった具体的な政策目標に絞り込んで、給付付き税額控除などの BI 的制度により現行制度を補完・融合していくことであろう。素案の例として下記が挙げられる。

### (1) 給付付き税額控除

所得課税方式（控除額や税率）の見直し。低所得勤労者支援、世代間から世代内の再分配強化。

### (2) 高齢者向け条件付き現金給付

基礎年金を税財源化して、BI 的運用に見直し。同時に年金の報酬比例部分への課税強化や収入・資産条件付けを検討。

### (3) 児童向け現金給付

子ども・子育て支援給付（児童手当、施設型給付、地域型保育給付）（総額 4.9 兆円、うち児童手当 2.2 兆円）を BI 的制度（一律給付）に見直し。

これらの運用には、日本の場合には下記のインフラ整備も必要となる。

- ・マイナンバーの深化・活用による正確な所得捕捉。
- ・税金と社会保険のシームレスな（組織）運用。
- ・多様で自由な働き方を担保するための法制・雇用習慣の見直し。
- ・移民対応を念頭に置いた受給要件の定義、運用。

## おわりに

「社会保障を考える」というテーマの平成 24 年版厚生労働白書は、冒頭「現在、日本の社会保障制度は、急速な少子高齢化に代表されるように社会経済情勢が大きく変化する中で改革の必要に迫られており、もはや先送りできない局面にある。」と率直かつ真摯に問いかけている。

生き方、働き方に関する長い議論を踏まえた BI の知見

や理念は貴重である。BI の議論を通じて、同白書巻末にあるように「社会保障のあり方を、国民一人ひとりが考え、国民的議論に主体的に参加」し、「今こそ、国民的議論を」深めるときではないだろうか。

### 【参考文献】

- ・「平成 24 年版厚生労働白書」
- ・「平成 28 年版情報通信白書」
- ・「新産業構造ビジョン」（平成 28 年 4 月 27 日）経済産業省
- ・「日本の財政関係資料」（平成 28 年 4 月）財務省
- ・「社会保障制度改革国民会議報告書」（平成 25 年 8 月 6 日）
- ・「ベーシック・インカム入門 無条件給付の基本所得を考える」山森亮、光文社
- ・「ベーシック・インカム 国家は貧困問題を解決できるか」原田泰、中央公論新社
- ・「新興諸国の現金給付政策－アイデア・言説の視点から－」宇佐見耕一、牧野久美子編、アジア経済研究所
- ・「税と社会保障のグランドデザインを」東京財団